

湯梨浜町立泊小学校いじめ防止基本方針

1 本校のいじめ防止

いじめは、関係する児童の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自死などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。

また、児童は成長発達途上の未熟な存在であり、「いじめは、どの児童にも、どの学校においても起こりうるものである」こと、「誰もがいじめる側にもいじめられる側にもなり得るものである」ことも十分認識しておく必要がある。

そこで、児童を健全に育成し、いじめから一人でも多くの児童を救うため、「いじめは決して許されない行為である」との意識を持ちながら、3つの観点「いじめの未然防止／いじめの早期発見／いじめへの対応」からそれぞれの役割と責任を自覚した対応を行うことを目的として、本方針を策定する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

『いじめ防止対策推進法』第2条

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

※いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人間関係にある」とは・・・

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間関係のある者を指す。

「行為」とは・・・

「仲間はずし」や「集団による無視」など直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

「対象になった児童が心身の苦痛を」とは・・・

いじめられたとする児童の気持ちを重視することである。

（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」を参考）

3 校内体制

(1) 学校いじめ対策組織と情報を集約する担当

個々の教職員が抱え込まず、スムーズに情報が管理職まで届き、組織で対応できるよう、「いじめの防止等の対策のための組織（学校いじめ対策組織）」を設置し、学校を挙げていじめの防止等に取り組む。児童のいじめにつながる行為・行動、トラブル等の情報が一部の教職員にとどまることなく、組織による認知が機動的に行えるように、それらの情報を集約するしくみをつくる。そのため、その情報を集約・整理する担当を設け、その担当が中心になって、管理職への報告を行い、学校いじめ対策組織の判断を得たのち、その判断に基づいた動きを学校体制で行う。情報の集約・整理は生徒指導主任が行う。

(2) 学校いじめ対策組織の役割

学校いじめ対策組織は、具体的に次に掲げる役割を持つ。

○未然防止

いじめの定義、判断基準や事例を教職員に周知し、いじめが起きにくい、いじめを許さない学校環境づくり・組織づくりを行う。

○早期発見

いじめと疑われる事案の情報収集を行い、組織に集められた情報の整理・記録と共有化を図り、いじめであるか否かの判断を行う。

○早期対応・事案対応

いじめ事案に関する情報の迅速な共有、及び関係児童に対する事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に行う。

(3) 学校いじめ対策組織の構成員

学校いじめ対策組織は、学校の複数の教職員、必要に応じて心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなど）、その他関係者等により構成する。

（法 22 条）

○構成員

◎校長、○教頭、教務主任、生徒指導主任、人権教育主任、教育相談担当教員、養護教諭等
（◎委員長 ○副委員長）

その他、校長が必要と判断したスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

(4) 生徒指導委員会

生徒指導主任、学級担任等から構成する生徒指導委員会を設置し、定期的に行う。児童の様子や、いじめ防止等の対策のための話し合いを行う。

4 いじめの未然防止

○魅力ある学校づくり

友人や教職員との信頼できる関係の中で、児童が安心・安全な学校生活を送り、規律正しい態度で自主的に活動できることがいじめ防止の基本であると考え、児童や保護者にとって魅力ある学校づくりを行う。

○教職員の対応と意識向上

教職員が研ぎ澄まされた人権感覚を持って児童の指導に当たるとともに、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させる。また、いじめの防止等に関する校内研修を企画・実施する。(法 18 条 2 項)

○配慮が必要な児童への日頃からの対応

被災児童など、心身に受けた多大な影響や慣れない環境への不安がある児童や、その他の配慮が必要な児童について、教職員がその状況を十分に理解し、細心の注意を払って対応する。

○道徳教育及び体験活動等の充実

学校は、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、教育活動全体を通じた道徳教育や体験活動の充実を図る。

○自ら考え、行動する力の育成

学級活動、児童会活動等の特別活動において、児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動等のいじめの防止に資する主体的な活動に取り組み(法 15 条 2 項)、いじめに直面したときに適切な行動ができる児童の育成をめざす。

○インターネット上のいじめの防止

インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるとともに、児童に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。(法 19 条)

○心理検査等の諸検査の活用

心理検査等の諸検査を活用し、学級集団の理解や児童個々の理解を深めるように努める。

H y p e r－Q Uは「学級満足度尺度」と「学級生活意欲尺度」の2つと「ソーシャルスキル尺度(ソーシャルスキルとは、対人関係を円滑にするための技術を測るもの)」を加えた3つの尺度で構成されている。このH y p e r－Q Uを用いることによって、いじめを受けている可能性の高い児童、不登校に至る可能性の高い児童を早期に発見することができる。このH y p e r－Q Uを定期的に(年に2回)実施して個々の児童や学級集団の状況を的確に把握し、よりよい集団づくり(学級経営)と個別の支援が必要な児童への具体的な手立てを講じる。

5 いじめの早期発見

※聴取・対応の際には

- ・相手の顔を見てうなずきながら聴き（傾聴）、しっかり聴いているというメッセージを伝える。
- ・相手の訴えた言葉を復唱し、相手の言葉をしっかり受け止めるとともに、相手が自分に起きていることを客観的にとらえられるよう促す。
- ・話が混乱してきているときには、聴いた内容を整理して、相手が自分の感情を整理し、話の内容や事実関係を正確に伝えられるようにする。
- ・話している内容がわかりにくいからといって、相手の話をさえぎってまで聞かない。不明確なところを簡潔に整理してから質問する。
- ・相手の気持ちや行動、努力している姿を認める言葉をかける。本人の努力した方向が違っているとしても否定せず、「どうしてそうしたの?」「どんな気持ちだったの?」など、その気持ちを聴くようにする。

○アンケート調査、個人面談の実施

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や信号を見逃さないようアンテナを高く保つことはもちろんのこと、定期的なアンケート調査や計画的な教育相談の実施、連絡帳等による日記指導、また気になる様子が見られる児童がいた場合の面談等、児童がいじめを訴えやすい相談体制を整備することでいじめの早期発見に努める。（法 16 条 1 項）なお、アンケート調査については、いじめ発見を目的とした記名アンケート調査を行う。

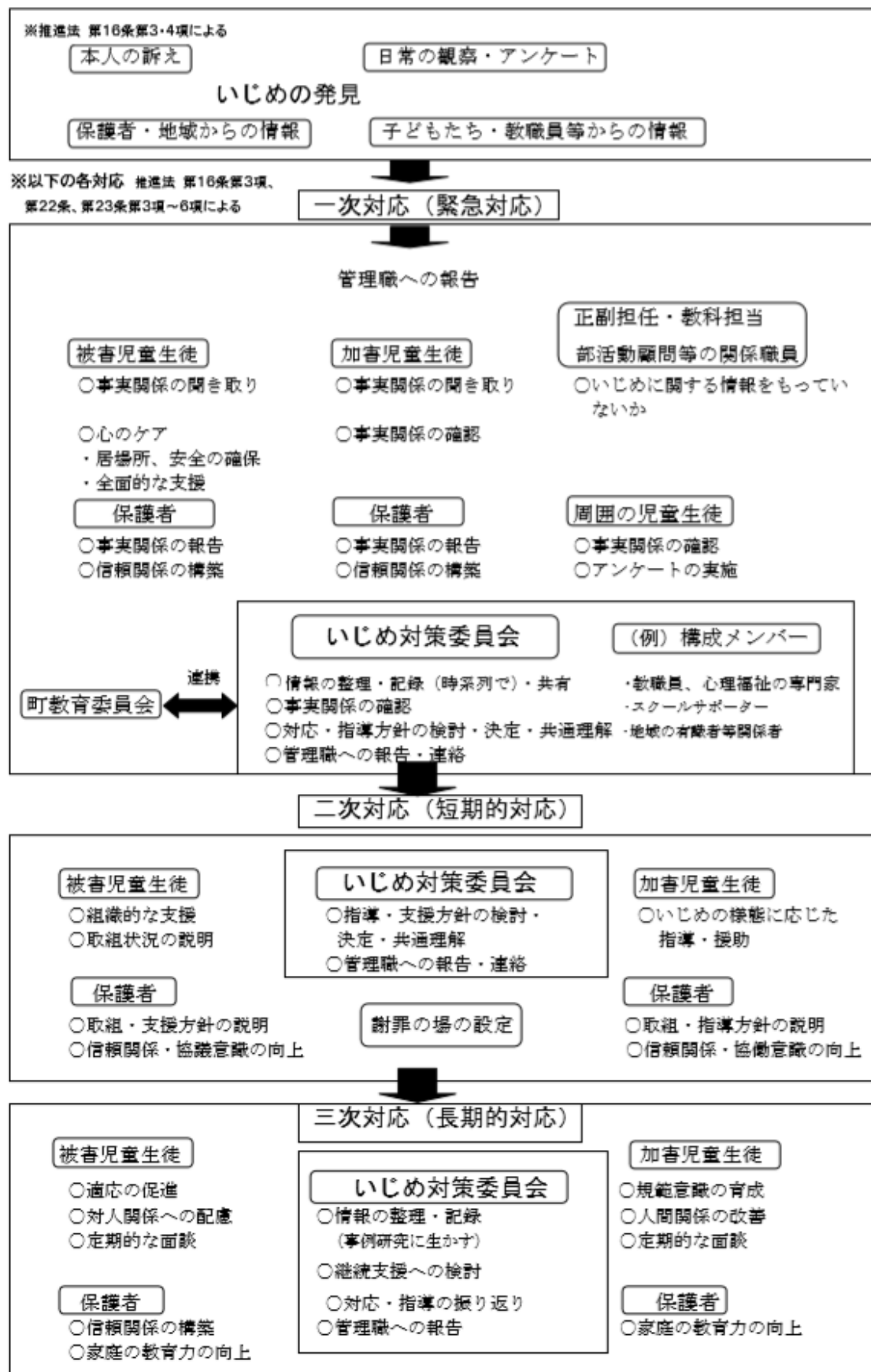
○児童の協力の重要性

いじめの早期発見のためには、聞き取り調査など児童の協力が必要となるため、児童に対して、傍観者や観衆とならずに教職員等へ相談するなどいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。

○積極的な情報共有

いじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気付きを共有して早期発見につなげることが目的である。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せずに、直ちにすべてを集約する担当を通じて学校いじめ対策組織に報告・相談する。

いじめ発見時の対応フロー図



6 いじめへの対応

○いじめの組織的な対応

いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は他の業務に優先して、かつ、即日、情報について速やかに学校いじめ対策組織で協議し、学校の組織的な対応につなげる。

○いじめの事実確認

児童がいじめを受けていると思われるときには、速やかにいじめの有無等事実確認を行い、その結果を学校の設置者に報告する。(法 23 条 2 項) なお教職員は、「学校方針」等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

○いじめを受けた、いじめを行った児童やその保護者への対応

いじめを確認した際には、いじめをやめさせ、及び再発を防止するため、専門家の協力を得ながら、いじめを受けた児童やその保護者に対する支援、いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言を継続的に行う。(法 23 条 3 項)

＜ いじめられた側の児童に対して ＞

- ・ 児童の話を共感的に聴き、率直な心情を聴き取るとともに、保護者や同級生などから情報を収集して、行動や生活の変化をとらえた上で心情を引き出す。
- ・ いじめられた児童を支え、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜く。
- ・ 担任を中心に、子どもが話しやすい教師が対応する。悔しさやつらさにじっくりと耳を傾けるとともに、しっかりと守っていく姿勢を示す。
- ・ 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、子どものよさや優れているところを認め励ます。
- ・ いじめている側の子どもの今後の付き合い方など、本人の気持ちを確かめながら行動の仕方を具体的に助言する。本人の状態や気持ちによっては、座席、係活動・当番活動などのグループに配慮するなど、「居場所づくり」に努める。

＜ いじめた側の児童に対して ＞

- ・ いじめることは卑怯な行為であり、「いけないことはいけない」という認識を持ち毅然と指導する。その一方で、事実関係はもとより背景や経過についても把握し、心の内面を理解するように努める。
- ・ 自分の行為を省みて、その子どもの成長を願うという基本姿勢で指導にあたる。行った行為に対して、生き方としてどうなのか、自分はどうすべきだったのか、今後どうしていくのかをしっかりと内省させる。
- ・ 対応する教師は中立の立場で事実確認を行い、うそやごまかし、言い逃れや責任転嫁等のないよう事実確認を行う。
- ・ なぜいじめが絶対に許されない行為であるのか、人権の視点で認識させるとともに、いじめられた児童の身になってよく考えさせ、自分がしたことの重大さに気づかせる。
- ・ いじめに至った自分の心情やグループ内での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方

について考えさせる。自分のしたことについて理解や判断が難しい児童に対しては、事実関係等を図示したり時系列に文字化して示したりして、自分を客観的に見つめさせるような手立てを工夫する。

- ・今後の行動を考えさせるにあたっては、できるだけ具体的なあり方を、児童と教師とで確認する。「人を大切にする」「がんばる」など、抽象的な目標設定に終わらないようにし、具体的にはどのような行動かを約束し、教師もそれを見守っていく。
- ・不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴とともに、教師の考えを押しつけるような対応にならないように努める。

○犯罪行為として扱うべきいじめ

犯罪行為として取り扱われるべきいじめと認められるときは、学校は、所轄警察署と連携して対処する。特に、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を要請する。(法 23 条 6 項)

○いじめに対する措置

必要があると認めるときは、いじめを行った児童に対して、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた児童のみならず他の児童が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じる。(法 23 条 4 項) また、いじめを行った児童に対して、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、保護者や専門機関等との連携をとりながら、毅然とした態度で指導・対応を行う。

○配慮が必要な児童への支援

いじめなどの生徒指導上の諸問題に対して、表面に現れた現象のみにとらわれず、児童をめぐる状況にも十分留意しながら慎重に対応する。その際、専門家等の意見を参考に、保護者との連携、周囲の児童に対する指導を組織的に行う。

○いじめが起きた集団への働きかけ

いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、所属集団の構造上の問題や、はやし立てたり面白がったりする存在、周辺で黙認する存在にも留意し、必要に応じて集団全体への働きかけを行う。

＜ 周囲の児童、学級への対応 ＞

- ・解決への強い意志を率直かつ真剣に伝える。 よりよい学級や学年等集団をつくるために、全体の問題として対応していくという認識を教師と児童で共有する。
- ・いじめられた児童生徒は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。 周囲ではやしたてていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- ・これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。 子ども自身が解決の方法を見いださなければ、いじめの根を絶つこと、さらには未然防止にはつながらない。性急で表面的な解決を求めることなく、子ども同士がしっかり考え話し合う場を十分確保する。
- ・いじめの事実を告げることは、つらい立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為

であること、「チクリ」などと批判する態度こそ問題であることを伝える。

- ・いじめの発生とも関係すると思われる集団の行動規範や言葉遣いなどがあれば、振り返らせる。

○児童又は保護者からの申し立てへの対応

児童又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

○いじめの解消

教職員は、いじめが解消するまで、継続的に見守り、支援を行う。

いじめが「解消している」状態とは、

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安）
- ・いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する）

であり、他の事情も勘案して慎重に判断する。

解消に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

7 重大事態への対処

いじめの重大事態とは

○いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると学校の設置者及び学校が認めるとき。（法 28 条 1 項 1 号関連）

※法第 28 条第 1 項第 1 号「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・児童が自殺を企図した場合 などのケースが想定される。

○いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると学校の設置者及び学校が認めるとき。（法 28 条 1 項 2 号関連）

※法第 28 条第 1 項第 2 号「相当の期間学校を欠席する」については、年間 30 日を目安とする。

ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

○児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童又は保護者からの申し立ては、学校が把握していないきわめて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

○学校の設置者への報告

いじめにより重大な被害が生じた疑いがある場合には、速やかに学校の設置者に報告する。必要に応じて、重大事態の対処について支援を依頼する。

○事実関係を明確にするための調査の実施

調査のための組織を設け、学校主体で速やかに調査を行うか、学校の設置者において実施する調査に協力する。(法 28 条) なお、調査にあたっては、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるように組織を構成する。

○事実関係の明確化

いじめの行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り客観的、網羅的に明らかにする。

○適切な支援・指導

調査結果を踏まえ、教職員は、当該児童やその保護者に適切なケア・指導を行う。いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、その状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。また、いじめを行った児童に対しては、保護者に協力を依頼しながら個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童への謝罪の気持ちを醸成させる。

○いじめを受けた児童やその保護者に対しての事実関係の説明と個人情報の取り扱い

いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明する。この情報の提供にあたっては、適時・適切な方法での経過報告であることが望ましく、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に情報を提供する。

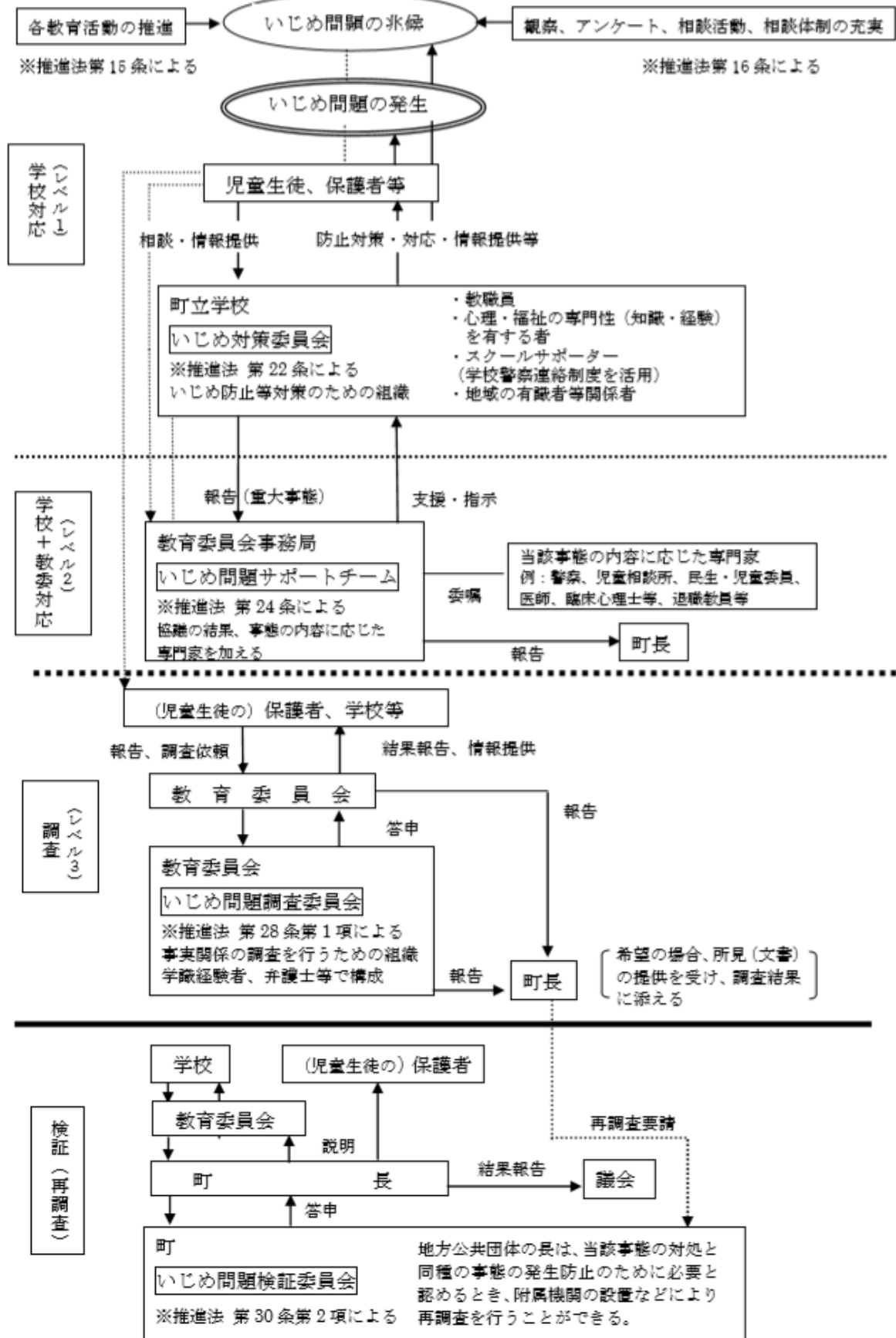
○事後の再発防止の取り組み

調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の学校の対応について検証し、再発防止策の検討を行う。

○報告の流れ

重大事態が発生した際には、事実関係や調査結果について、湯梨浜町教育委員会を通じて湯梨浜町長に報告する。(法 30 条 1 項)

湯梨浜町におけるいじめ問題対応 全体フロー



8 年間計画

時期	活動
常時	・登校時のあいさつや表情の見取り ・休憩時間の状況の見取り ・朝読書での表情・態度の見取り ・保健室の利用状況の把握 ・朝の会での健康観察、表情の見取り ・授業中での学習状況の見取り ・日記からの児童理解 ・なかよし班給食、掃除（毎週木曜日） ・学年部会、職員会での児童の共通理解（毎月1回） ・いじめ対策委員会（毎月1回） ・児童朝会での、生活目標についての話（毎月1回）
1 学期	・学級開き ・支援学級の理解指導 ・なかよし班開き ・遠足 ・家庭訪問 ・学級懇談、個人懇談 ・児童集会 ・Hyper-QU（分析）、いじめアンケート、面談 ・学習アンケート
2 学期	・全校グラウンド・ゴルフ大会 ・Hyper-QU（分析）、いじめアンケート、面談 ・あったか集会 ・児童集会 ・学級懇談 ・命の学習参観日 ・人権教育参観日 ・仲間づくりの授業実践 ・しおかぜカフェ ・学習アンケート
3 学期	・いじめアンケート、面談 ・全校大なわ大会 ・全校百人一首大会 ・学級懇談、個人懇談 ・6年生を送る会